

謝 辞

このたび、災害復興制度研究所のご厚情で、私の小論を集めた研究紀要の別冊『復興 興論』が刊行の運びとなったことに、まず謝辞を申し上げたい。2005 年の研究所創設以来、雑誌や新聞、機関誌などに求められるまま執筆した原稿量は本にまとめたものを除き、優に 50 万字を超える。書籍とは異なり、月刊誌のように発行時期を過ぎれば散逸するもの、労組機関紙のように読者層が限定されているものなどが多く、一冊にまとめてもらったことで、研究所が遭遇した時々のテーマが伺え、主題を一つに絞って書き下ろした書籍とはまた違った趣となった。ただ、読者層とは「一期一会」の心構えで筆を執るため、一冊になると楽曲のリフレインのように同じ主題が繰り返し登場するという欠点がある。その点はお許し願いたい。

タイトルに用いた「興論」は、まさに復興に関する論議を巻き起こしたいとの思いで造語した。復興という言葉は『日本書紀』の時代から使われ、関東大震災では官民挙げて多用されたにもかかわらず、漠然としたイメージのみが共有され、いまだ法制度上はもちろん学問的にも熟度は十分でない。

研究所創設時には、工学者から「復興よりまず耐震だろう」とのおしかりを受けた。しかし、復興学は建物に着目するのではなく、耐震改修もままならない老朽家屋に、生活保護費の住居費さえ下回る家賃で暮らすお年寄りが存在するという社会の脆弱さに着目する。その視点を持たなければ耐震改修など「持てる者」の空念仏となることを知ってもらいたかった。新潟県中越地震では、専門家から「旧山古志村の住民を山から下ろし、コンパクトシティに住まわせてはどうか」との提案があった。しかし、「日本国民であれば、公共の福祉に反しない限り、憲法によって居住・移転の自由は保障されている」という人権に無頓着な専門家の目線に啞然とせざるを得なかった。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法を構成する三つの原理。この理念をいかにして災害復興の場に生かすのが私たちのミッションであった。

研究所 1 期（2005～2009 年度）の Stretch Target は災害復興基本法試案の策定だった。当初、議論の中で災害対策基本法の中に復興編を設けてはどうかとの意見があった。しかし、憲法の精神を災害復興に生かす。それはまた、被災地「KOBE」の NPO が提唱した「最後の一人まで」を制度的に具現化することでもあったが、そのためにこそ、独立した復興基本法が必要であった。基本法で災害復興の拠って立つ基盤を明確に宣言し、理念を可視化する。災害復興は単なる災害対応ではなく、この国の社会が抱える脆弱さと不条理に立ち向かう学問であることを謳いあげたかったからだ。

専門家は得てして己の専門分野のみに着目するあまり「木を見て森をみざる」状態に陥りやすい。防災も、災害復興も、あくまで大切なのは命の尊さを根底に据え、被災者の基本的人権を守ることである。2010 年度から始まった研究所 2 期ではその視点を欠いてはならないと常に心してきた。被災者の自己決定権に基づく幸福追求を法制度や社会システムの上で保障する仕掛けを考える。それは「お上」が占有してきた統治行為に被災者が対等の立場で加わっていくことに外ならない。そのためには、防災や復興の過程で欠かせない住民合意に優れた手法を編み出し、実務家たちとそれを実践化していく取り組みが大切になる。3 代目所長に迎えた岡田憲夫先生の提唱する「事おこし」と「四面会議システム」は、そのための優れた理論と手法である。来る南海トラフ巨大地震の「事前復興計画づくり」への活用は、私自身は時間切れとなったが、2015 年度から始まる研究所 3 期の研究と実践に委ねたい。

本書には、このほか、研究に手をつけたり、政策・制度案を提唱したりしたもののアイデア段階にとどまっているものも少なくない。復興度合いを測るにあたって、これまでの経済優先の指標ではなく、被災者一人ひとりの痛み指数の集合で測るという発想の転換に挑戦する試みにも手つけたが道半ばだ。阪神・淡路大震災から東日本大震災にいたる災害対応を棚卸しし、あらたな被災者総合支援法を提案する取り組みも緒に就いたばかり。本格的な研究は後進に任せることとなった。原発避難者が住民票

を移していなくとも避難先の住民に準じた取り扱いを受けられる「準市民制度」や低線量被曝地域の集落が長期にわたって暮らせる二地域居住システム「セカンドタウン」などの提案も具体化にいたっていない。地域防災計画と並ぶ「地域事前復興計画」の策定義務化や被災者を復興計画の策定に参加させる、裁判員制度にならった「復興員」制度、行政と被災者の間をつなぐ復興民生委員（復興士）制度、各地のボランティアを支援したり、連絡調整にあたったりする「中間支援団体」の恒久システム化、過去の被災地で生まれた知恵を未来の被災地につなぐ復興サポーター制度など、コラムや評論で考えなければならぬテーマをいくつも列挙してきたが、制度として練り上げていくには、まだまだ時間が必要である。本書をヒントに本格的な研究に取り組む人たちが輩出されることを願ってやまない。

2015 年吉日

関西学院大学災害復興制度研究所 前主任研究員 山中 茂樹